

『詞八衢』における『古事記』を典拠とする 証例について

渡 辺 さゆり

1. はじめに

本居春庭（宝暦13年（1763）－文政11年（1828））は、本居宣長の長子として松阪に生まれた。13歳の頃から父の命で図書の書写をはじめ、その数は百数十冊におよび、『古事記伝』の版下の一部も書いている。また宣長の『活用言の冊子』を筆記、富士谷成章の『北辺集』『六運略図』も書写した。寛政三年（1791）29歳の頃、眼病をわずらい、32歳には失明したにもかかわらず、父宣長の没後文化元年（1804）頃に、国語学史上画期的と称せられる『詞八衢』の著作に着手し、妹美濃、妻壱岐などの協力によって同三年に完成、同五年（1808）に刊行の運びとなった¹。

『詞八衢』は古代語の用言の活用体系を、五十音図をもとにして説いたものである。つまり用言を四段の活、一段の活（現在、上一段活用）、中二段の活（現在、上二段活用）、下二段の活に分け、その他これらとやや活用を異にするもの（「変格」と名づけている）と、シ・キ・クと活用する語とを区別し、その上で各活用形の「てにをは」への接続の仕方などを説いたのである。さらに五十音図の各行ごとに各活用の説明を施し、各行各活用に含まれる動詞の例語を列挙、特に問題となる例語についてはその証例を出典とともに示した²。証例として明記された中には、その出典として『万葉集』『古事記』『源氏物語』など多数の文献名を確認することができる。

前述した通り、『詞八衢』は国語学史上画期的とされる著作であるが、それは

¹ 『国語学大辞典』「本居春庭」参照

² 『日本語学研究事典』「詞の八衢」参照

用言（ただし動詞に限る³）の活用を図表上に体系的にまとめたところに負うところが大きく、現在、本文中に列挙された証例およびその典拠について、具体的な内容は検討されておらず、また失明した春庭がいかにして数多くの証例を蒐集したのかという問題点についても、周囲の人の協力があつたこと以外に、詳細に説明されたものは存しない。

本稿では『詞八衢』の証例に明記された出典の中で、特に『古事記』に焦点を当て、証例数、証例の内容などについて考察を行うこととする。これは春庭が『古事記伝』の版下を書いていることが明らかであり、『詞八衢』と『古事記』との関係に着目することは合理性があると考えられるからである。

2. 先行研究

2.1 本居宣長の語学研究との関係

松繁（2004）は、春庭の著書『詞通路』に「此印は紐鏡にいへる結ぶてにををはしらせるなり」との一文が存在することから、春庭の語学研究を理解するためには宣長の語学研究との関係を考慮すべき必要があると指摘した。

まず、宣長の『てにをは紐鏡』と『詞八衢』の「四種の活の図」を比較し、両図表の骨組み（枠）・枠目の形式および順序（五十音を利用）が類似していることから、『詞八衢』が『てにをは紐鏡』を下敷きしにしており、さらに宣長の『活用言の冊子』の分類順と『詞八衢』の分類順（カ行四段から始める）が類似していることから、『詞八衢』は『活用言の冊子』の延長線上にあるとした。つまり『詞八衢』は『てにをは紐鏡』の図表によって『活用言の冊子』を図示しようとしたものであるとしている。

また『詞八衢』総論の内容を宣長の『詞玉緒』と比較・検討し、両者の類似点を明らかにした。例えば『詞八衢』総論冒頭の「詞のはたらきはいかにもいひしらずいとも、くすしくたへなるものにして ひとつことばもそのつかひざまによりて事はかり…」について、『詞玉緒』の「切る、つゞく同じ詞は。てにをはのと、のへも又同じきは。いともあやしき言霊のさだまりにして。さら

³ 春庭は『詞八衢』総論で「し しき しく し き くとはたらく詞はいとおほけれどもこはたゞ〔加行のみの活にて其餘の行にほたらくたぐひの詞なければ猶せばきを四種のはたらきは（略）いとおほしか、れば先この四種のはたらきをさとさむ〕として、『詞八衢』では形容詞の活用研究は対象外としている。

にあらそひがたきわざなりかし」という記述に対応するとしたのである。

このように松繁（2004）では『詞八衢』と『詞玉緒』の対応について詳細に検討し、前述の『てにをは紐鏡』『活用言の冊子』との類似点を併せて考察した上で、「八衢は宣長の語学研究の忠実な後継であるといふことができる」とした。

2.2 春庭の修学過程について

春庭の幼少期から失明前までの修学過程については上杉（2006）に詳しい。上杉（2006）によると、春庭は8歳で寺入りし手習いを始めたが、これは英才教育ということではなく、一般的素養を身に付けるための教育であった。その後13歳の頃から始まった春庭の書写活動は失明前27歳頃まで続き、約15年間で160種類あまりの図書を書写したことが明らかとなっている。この書写活動は当初、宣長指示による受動的なものであり、上杉（2006）では、宣長は長子である春庭に「自らの関心に沿った書物や地図を写させ、また講義などに参加させることで、自らの後継者として相応しい教育を施そうとしていた」としている。しかし春庭22歳（天明4年）の頃から「志学者として自覚するようになり、「宣長の知の継承に対しても自律的・主体的に取り組んでいた」とする。また春庭は志学者として自覚した後、24歳から27歳にかけて『古事記伝』の版下や富士谷成章の『北辺和歌集』を書写しており、「春庭最大の著作『詞の八衢』につながる研究の出発点もまた天明4年に求められるのである」としている。

2.3 『詞八衢』における証例と例語について

次に『詞八衢』における証例と例語について述べることにする。この件について渡辺（1995）に以下のような記述がある⁴。

刊本『詞八衢』の例語の中に語の上に○を付すものがある。例語列挙の後に列記される証例をもつ語である。（中略）総数1508語の例語のうち証例を有する語433、その証例867例は平均して一語当たり2例の証例ということになる。（中略）これに解説・注記の証例65、総論の証例40を加えると全証例972例に及ぶ。その出典と証例数は煩瑣ながら列挙すると次のようである。

万葉集・168、源氏物語・134、日本書紀・72、古事記・59（中略）

⁴ 渡辺（1995）「第四章 証例と例語」

春庭はこのように多数の作品に証例を求めた。盲目の彼が、妻や妹、門人の手助けがあったとはいえこれだけ多くの作品に当たったということは驚異的なことで、しかしこれらの作品のすべてに個々一つ一つ当たったのかとなると、いささか疑問が残る。多くの作品に当たって用例を求めたのは確かであろうが、実は『古事記伝』などの父宣長の著作を通じて得た用例がかなりあるのではないかと思われるふしがある。幾つか例を挙げる。(中略)

・「詞八衢」

万葉に多氣^{タケ}ばぬれ多香根^{タカネ}が長き

「古事記伝」

多芸は、万葉二【十六】に、多氣^{タケ}婆奴^{ハヌレ}礼、多香根^{タカネ}者長寸妹^{イモガカミ}之髮

「古事記伝」

言の意は、髪^{アゲ}を揚るを、万葉【二の十六丁】に多氣^{タケ}婆奴^{ハヌレ}礼、多香根^{タカネ}者長寸妹^{イモガカミ}之髮云々

(中略)

全証例972のうち『古事記伝』にも存在する用例は、粗粗捜しただけでも210例以上を数え、出典を古事記とする証例がすべて『古事記伝』に存在するのは当然のことながら、万葉集の証例168のうち72例が『古事記伝』の引用されている用例と同じであり、日本書紀の23例、祝詞の13例、新撰字鏡の4例、和名類聚抄の6例、続紀宣命の2例などもそうである。かなりの用例が『古事記伝』に見られ、『古事記伝』を見るだけでも「刊本詞八衢」証例の20%ほどは得られるのである。精査すれば更に多くの同じ証例が見出せようし、宣長には『万葉集玉の小琴』『古今集遠鏡』『源氏物語玉の小櫛』『大祓詞後釈』『続紀歴朝詔詞解』など多数の注釈書研究書もあり、それらを精査すれば一層多くの「八ちまた」証例を見いだすことが可能と思われる。春庭は、活用の証例も多くを父宣長の著作に依っていると見えそうである。

以上、渡辺(1995)では『詞八衢』の証例の典拠として、宣長の『古事記伝』他、種々の注釈研究書の精査が必要であるとの指摘がなされている。

2.4 宣長と春庭の語学研究

上記の先行研究から宣長と春庭の語学研究に関する影響関係を総括する。まず松繁(2004)では『てにをは紐鏡』『詞玉緒』『活用言の冊子』と『詞の八衢』

の総論・図表を比較し、「八衢は宣長の語学研究の忠実な後継であるといふことができる」との結論を導き出した。また上杉（2006）では、宣長は長子である春庭に対し、十代の頃から自らの後継者として相応しい教育を施したとした。そしてその教育の中で春庭は数々の文献や地図を書写し、また講義にも参加して教養を深めたとしている。併せて同じく上杉（2006）において、宣長は『玉勝間』の中で富士谷成章を評価し、その著書である『かざし抄』『あゆひ抄』『六運略図』や『北辺和歌集』も読んでいたことは明らかとなっているが、春庭もこれらの著作を、宣長の指示もあったであろうが、読んでいた可能性が高いとしている。春庭の語学研究に宣長による教育が大きな影響を与えたことが明らかである。

次に渡辺（1995）では『詞八衢』に記載された多数の作品を出典とする証例について「『古事記伝』などの父宣長の著作を通じて得た用例がかなりあるのではないかと思われるふしがある」との仮説を立て、「粗探ただけでも」としながら、『古事記伝』の注釈内容と『詞八衢』における『万葉集』を出典とする証例の内容を比較し、「かなりの用例が『古事記伝』に見られ、『古事記伝』を見るだけでも「刊本詞八衢」証例の20%ほどは得られるのである。」とした。春庭の書写活動の中に『古事記伝』の版下が含まれていることは前述した通りであるが、これらから『詞八衢』記載の証例と『古事記伝』に注釈との間に何らかの関係があると考えられることは可能であろう。また渡辺（1995）において「盲目の彼が、妻や妹、門人の手助けがあったとはいえこれだけ多くの作品に当たったということは驚異的なことで、しかしこれらの作品のすべてに個々一つ一つ当たったのかとなると、いささか疑問が残る」との指摘があるが、この指摘も含め、春庭の語学研究と宣長の著作との影響関係を考えることは十分意義があると考えられる。

なお、渡辺（1995）において『古事記』を出典とする証例については「出典を古事記とする証例がすべて『古事記伝』に存在するのは当然のことながら」としながらも具体的な説明を施してはおらず、「精査すれば更に多くの同じ証例が見出せよう」との指摘に留まっており、その詳細について精査する余地がまだ残されていると思われる。

そこで本稿では春庭の語学研究に宣長の語学研究が与えた影響を、『詞八衢』証例に記載された『古事記』に焦点を当て検証し考察することとする。

3. 『詞八衢』における『古事記』典拠の証例数

『詞八衢』における『古事記』を出典とする証例数について、渡辺（1995）では「煩瑣ながら」としつつ59例とした。本稿において改めて精査したところ、「総論」において1例、「解説・注記」において4例、例語の証例として48例、合計53例を確認することができた。本稿では『詞八衢』中における「古事記」との表記で始まる証例を長短関係なく1例とカウントした結果の数値であり、今後この数値をもとに述べることにする⁵。また本稿では各行各活用ごとの例語に記載された48例の証例を中心に考察をおこない、「総論」「解説・注記」にある証例は別稿に譲ることとする。

さて『古事記』を出典とする証例48例が『古事記』の注釈書である『古事記伝』に存在することは当然であるが、本稿では『古事記伝』における注釈の「記載形式」と「記載内容」のそれぞれの視点から『詞八衢』と『古事記伝』との関係を考察することとする。

3.1 『古事記伝』注釈における記載形式との関係

3.1.1 『詞八衢』「～よめり」と『古事記伝』「～と訓べし」

『詞八衢』の証例文末が「～よめり」であるとき、対応する『古事記伝』注釈が「～と訓べし」と記載される例が存在する。以下の①～③を例として説明する。

①『詞八衢』（上巻26丁ウ）「加行下二段 かじくる」

古事記下巻に姿體瘦萎（カホカタチヤサカミカジクエアレバ）⁶云々源氏物語東屋にかじけたる云々堀河次郎百首によしさらばおふるひつじのかじけつ、云々などよめり

『古事記伝』四十一之卷（朝倉宮上巻）

○姿體は、加本加多知（カホカタチ）、と訓べし【二字をたゞ加本（カホ）とも訓べけれど此は、瘦萎と云、下に容姿既耆ともあれば、加多知（カタチ）と云言もあるべくおほゆ】

○瘦萎は、夜佐加美加自氣豆阿禮婆（ヤサカミカジクエアレバ）、と訓べし【加自

⁵ 渡辺（1995）では「煩瑣ながら」と前置きがあり、詳細なカウント基準は明記されていない。

⁶ 必要に応じてテキスト中のルビを表記とする。ルビは（ ）を用いて表記する。以下同。

氣の自の假字は遲（チ）か詳ならされども、志氣（シキ）と云言の近ければ姑々自と書つ】書紀垂仁卷に、淳名城稚姫（ヌキノワカヒメノ）命既身體悉瘦弱（イタクヤサカミヨクシテ）以不能祭、天智卷に、憂悴（カジケタルコト）極甚などあるに依れり

②『詞八衢』（上卷39丁オ）「左行四段 ひたす」

古事記上卷に治養をひたしまつるとよめり

『古事記伝』十七之卷（神代十五之卷）

○治養は、比多志麻都流（ヒタシマツル）と訓べし、中卷玉垣ノ宮ノ段に、日足奉（ヒタシマツル）とある、此ノ字の意にて、多志は令足（タラシ）なり、【今ノ世にも、令足（タラス）を多須と云り】（略）

③『詞八衢』（下卷50丁ウ）「羅行下二段 たゞるゝ」

古事記上卷に血爛をちあえたゞれたりとよめり

『古事記伝』九之卷（神代七之卷）

○血爛は、知阿延多陀禮多理（チアエタダレタリ）と訓べし、書紀には此事なし

①～③の『詞八衢』証例は「～よめり」で終止しており、「古事記」記載の漢字表記語（①姿體瘦萎、②治養、③血爛）についてその訓を示したものである。これらの訓はすべて『古事記伝』注釈に典拠をもとめることができ、さらに「～と訓べし」との記載形式が存する注釈に従っている例である。①は、『古事記』における「姿體瘦萎」を『古事記伝』において「姿體」と「瘦萎」の二語に分けて注釈している例であるが、『詞八衢』ではこれらを統括した形式で証例としている。また『古事記伝』注釈で万葉仮名およびフリガナで示された訓を①では漢字にフリガナを付することによって、②と③では訓をかなで本文に記載することによって示しており、『古事記伝』注釈を忠実に典拠としたことが明らかである。

なお、①の『詞八衢』に存する「源氏物語」「堀河次郎百首」を出典とする証例は『古事記伝』に典拠を求めることができない。他の文献を参照したと思われる。

3.1.2 『詞八衢』「～あり」と『古事記伝』「～と訓べし」

『詞八衢』の証例文末が「～あり」であるとき、対応する『古事記伝』注釈が「～と訓べし」と記載される例が存する。以下の④～⑦を例として説明する。

④『詞八衢』(上巻22丁ウ)「加行四段 まくらく」

古事記中巻に枕(マクラキテ)ニ其后之御膝ニ萬葉集五に人のひざのへわが摩久良可武などあり

『古事記伝』二十四之卷(玉垣宮上巻)

○枕は麻久良伎弓(マクラキテ)と訓べし、萬葉五【十一丁】に、伊可爾安良武(イカニアラム)、日能等伎爾可母(ヒノキエカモ)、許恵之良武(コエシラム)、比等能比射乃倍(ヒトノヒザノハ)、和我摩久良加武(ワガマクラカム)、十九【十四丁】に、妹之袖和禮枕可牟(イモガソデワレマクラカム)などあり(後略)

⑤『詞八衢』(上巻40丁オ)「左行四段 よこす」

古事記下巻に讒(ヨコシマツリケラク)ニ大日下王ニ日字鏡に讒與己須萬葉集十二卷に人言之讒(ヨコス)乎をきゝて催馬楽葦垣おやにまうよこしまうしなどあり

『古事記伝』四十之卷(穴穂宮卷)

○讒は、與許志奉理(ヨコシマツリ)と訓べし、催馬楽葦垣に、太禮加己乃己止乎、於也爾末宇與己之介良之毛(オヤニマウヨコシケラシモ)、云々安米川知乃可見可美毛、曾宇之多戸、和禮波萬宇與己之萬宇左春(ワレハマウヨコシマウサス)【末宇は申しなるべし、曾宇之は證しなり】萬葉十二【四丁】に、人言之讒(ヨコス)乎聞而、書紀應神卷に讒言于天皇、字鏡に讒與己須などあり(後略)

⑥『詞八衢』(下巻28丁ウ)「麻行四段 やくさむ」

古事記上巻にわが御子たち不平(ヤクサミ)ますらし日本紀神代卷に舉體不平(ヤクサミマフ)など猶あり

『古事記伝』十八之卷(白檮原宮上巻)

○不平は夜久佐美(ヤクサミ)と訓べし、此言の意は未々よくも得ざれども、古言なるべし、書紀ノ神代ノ上巻に須佐之男命の荒び坐る處に日ノ神舉體不平(ホホミヤクサミマフ)と見え、【私記には耶須加良須と訓り】天武卷に朕身

不和（アレミヤクサム）と見ゆ、（後略）

⑦『詞八衢』（下巻29丁オ）「麻行四段 やさかむ」

古事記下巻に瘦痿（ヤサカミカジケ）とあり

『古事記伝』四十一之卷（朝倉宮上巻）

○瘦萎は、夜佐加美加自氣豆阿禮婆（ヤサカミカジケテアラバ）、と訓べし、（後略）

④～⑦は『詞八衢』において「～あり」と終止する証例である。これらの証例では『古事記』に出現する漢字表記語（④枕、⑤讒、⑥不平、⑦瘦痿）の訓をルビを付することによって示しており、対応する『古事記伝』注釈の記載形式は「～と訓べし」であることが確認できる。付された訓は『古事記伝』注釈に万葉仮名およびフリガナで示された内容である。

なお、⑦は上記①と典拠とした『古事記伝』注釈の内容が同一である。つまり『詞八衢』では、『古事記伝』注釈の「瘦萎は、夜佐加美加自氣豆阿禮婆」を「麻行四段 やさかむ」と「加行下二段 かじくる」の二言の証例としたことになる。

また、『詞八衢』の証例として、④に「萬葉集五」、⑤に「字鏡」「萬葉集十二」「催馬楽葦垣」、⑥に「日本紀神代卷」が存するが、これらはすべて『古事記伝』注釈内に確認することができる。したがって『詞八衢』証例と『古事記伝』注釈との関連性が予想できるところであるが、『古事記伝』注釈に掲げられた内容、例えば④における「萬葉集十九」や⑥における「日本書紀天武卷」など、すべてが『詞八衢』に掲載されていないことも同時に確認できる。

3.1.3 『詞八衢』証例の「又」について

『詞八衢』に「又」を伴う証例が存する。この「又」の意味するところについて次の⑧を例として説明する。

⑧『詞八衢』（上巻38丁オ）「左行四段 なす」

古事記上巻歌には那左牟を又いをし那世萬葉二は枕とまきて奈世流君
かも五にやすいし奈佐農又十四にいりきて奈佐欄十七にわをまつと奈須
らん妹を

『古事記伝』十一之卷（神代九之卷）

○伊波那佐牟遠（イハナムヲ）は、寝者将宿（イハナム）にて、遠は毛能遠を云意の辭なり、次なる須世理毘賣の御歌に、伊遠斯那世（イワシセ）ともあり、萬葉二【四十二丁】に、奥波來依荒磯乎、色妙乃枕等卷而、奈世流君香聞（ナセルキカモ）、【奈世流は寝而有（ネタル）なり】五【八丁】に、夜周伊斯奈佐農（ヤスイナサヌ）【安寝不令宿（ヤスイナサヌ）なり、斯は助辭】十四【二十一丁】に、伊利伎豆奈佐禰（イリキテナネ）【入來而寝（ネ）よなり】十七【三十二丁】に、吾乎麻都等（ワマツト）、奈須良牟妹乎（ナスラムイモヲ）【奈須良牟は將寝なり】十九【十八丁】に安寝不令宿、君乎奈夜麻勢、また安宿勿令寝、これらを合わせて心得べし、（後略）

⑧は『詞八衢』における左行四段の例語「なす」の証例であるが、「又」を挟んで「いは那左牟を」と「いをし那世」の2例が確認でき、その典拠は「古事記上巻歌」である。『古事記伝』では「伊波那佐牟遠」の注釈中に「次なる須世理毘賣の御歌に、伊遠斯那世（イワシセ）ともあり」とある。この注釈について『古事記伝』本文を確認したところ、「いは那左牟」は沼河日賣の歌中に、「いをし那世」は沼河日賣の歌の次に出現する八千矛神の歌の答歌である須勢理毘賣の歌中にそれぞれ存することがわかった。つまり『古事記伝』では「伊波那佐牟遠」の注釈内に、その次の歌に存する「伊遠斯那世」の例も記載されているのである。『詞八衢』ではその2語を「又」を挟んで前後に記載したものと思われる。春庭が『古事記伝』の注釈を忠実且つ簡略に典拠とした例である。

なお、『詞八衢』にある「萬葉集二」「萬葉集十四」を出典とする例も『古事記伝』注釈の中に確認することができた。

3.1.4 『古事記伝』注釈における複数の出典との関係

上記④⑤⑥⑧でも確認できたが、『詞八衢』証例中に明記される『古事記』以外の文献を典拠とする例も『古事記伝』注釈中に確認することができた。次の⑨、⑩も『古事記伝』注釈中の複数の出典を『詞八衢』に確認できる例である。

⑨『詞八衢』（上巻36丁オ）「左行四段 きこす」

古事記下巻歌に大君しよしと伎許佐婆日本紀におほろかに枳許嗟怒萬葉十一にいさとを寸許勢十二にそらごともあはむと令聞（キコセ）廿にかくし伎許散婆など猶あり

『古事記伝』三十七之卷（高津宮下巻）

○與斯登岐許佐婆（ヨシキコサバ）は縦（ヨシ）と詔（ノタマ）はばなり、獨り居（ワリ）とも縦（ヨシ）やとつゞきて、御子は無くとも縦（ヨシ）やの意なり、【契沖、與斯を好と注して、我を好しと詔はばなり、と云るはいかゞ、御自のことを好しと詔はばとは、よみ賜ふべきことに非ず】詔ふと云べきを、伎許須と云る例、書紀此天皇御歌に、以破能臂謎餓（イハノヒメガ）、飲朋呂伽瑠（オホロカニ）、枳許瑳怒（キコサヌ）、于羅愚破能紀（ウラグハノキ）【のたまはぬなり】萬葉四【三十四丁】に、根毛許呂爾（ネモコロニ）、君之聞四手（キミガキコシテ）、年深、長四云者、【のたまひてなり、今ノ本、手を乎に誤れり】十一【三十三丁】に、狗上之、鳥籠山爾有、不知也河、不知二五寸許瀬（イサトキコセ）、余名告奈、十二【二十四丁】に、空言毛（ソラゴトモ）、將相跡令聞（アハムトキコセ）、戀之名種爾、【此ら、のたまへなり】十三【十九丁】に、莫寢等、母寸巨勢友、【のたまへどもなり】又【二十六丁】君者聞之二二【のたまひしなり】廿【五十九丁】に、和我勢故之、可久志伎許散婆（カクシキコサバ）、などの如し、【此言の本の意は、令聞と云ことなるべけれど、用る意は、たゞのたまふと云に同じ、凡て言を解くに、其本の意を云ては、中々に用ひたる意にたがふこと多し、用ひたる意を主と解くべきなり】

⑩『詞八衢』（下巻42丁オ）「羅行四段 こやる」

古事記中巻歌にあづさ弓許夜流許夜理（コヤルコヤリ）母とよめり又古今集によこほりふせる佐夜の中山を奥義抄によこほりくやるとある本あるよしいへり

『古事記伝』三十九之卷（遠飛鳥宮巻）

○許夜流許夜理母（コヤルコヤリモ）は、伏（コヤ）る伏（コヤ）りもなり、伏（フス）を許夜流（コヤル）、と云は古言なり、書記推古卷太子の御歌に、許夜勢屢諸能多比等阿波禮、萬葉五【五丁】に、宇知那比枳許夜斯努禮、九【三十五丁】に妹之臥勢流、十三【三十三丁】に、偃爲公者、【此外集中に、臥有と書る皆、コヤセルと訓べし、フシタルと訓るはわろし】などあり、古今集なる歌、よこほりふせる佐夜の中山、と云を奥義抄に、よこほりくやる、とある本あるよし見えたり、久夜流、許夜流同じ（略）

⑨は『詞八衢』において「古事記下巻歌」を出典とする証例に続き「日本紀」「萬葉十一」「萬葉十二」を典拠とする例が記載され、また⑩では「古事記中歌」を出典とする証例に続き「古今集」「奥義抄」を典拠とする証例が記載されている。⑨⑩に記載された証例はすべて『古事記伝』注釈中にすべて確認することができる。ただし『古事記伝』に記載された出典内容がすべて『詞八衢』に反映されてはいない。上記①④⑤⑥⑧においても同様であり、『古事記伝』注釈の内容が取捨されて『詞八衢』に記載されたことがわかる。

3.2 『古事記伝』注釈における記載内容との関係

本居宣長の語学研究書として『てにをは紐鏡』『活用言の冊子』などが存するが、『古事記伝』にも語学的解説を伴う注釈が存在する。そしてこのような語学的解説を解釈したと思われる証例が『詞八衢』に存する。以下⑪～⑬を例に挙げて説明する。

⑪『詞八衢』（下巻41丁ウ）「羅行四段 かくる」

古事記上巻歌に青山に日が迦久良婆下巻にみやま賀久里 萬葉十五にやそしま我久里などなほあり此詞も上にいへる如く 中昔よりは此下二段の活にのみ用ひたり

『古事記伝』十一之卷（神代九之卷）

首二句は、於青山日之隠者にて、日の暮るを云なり、迦久禮婆と云べきを迦久良婆と云は、古言の一ッ格なり、下巻近飛鳥朝大御歌に、美夜麻賀久理弓とあるも同じ【此格は、加久良牽加久理加久流と活用くなり】陰陽式讎祭文に留里加久良波とあるも、古言に依れるなり

『古事記伝』四十三之卷（近飛鳥宮卷）

○美夜麻賀久理弓は御山隠而なり、美夜麻は眞山と云むが如し、加久禮を加久理とは、古言の活用なり、【契沖が、利と禮と五音通せりと云るは僞し、こはたゞ通用たるには非ず、古と後と、言の活用のかはれるなり、此言、古はかくらむ、かくり、かくると活き、後はかくれむ かくれ かくる かくるゝと活用けり、此たぐひなほ彼此あり】上巻歌に比賀迦久良婆、書紀推古巻歌に訶句理摩須、萬葉五【十六丁】に、許奴禮我久利弓、十五【九丁】に、夜蘇之麻我久里、又【十二丁】久毛爲可久里奴、十七【四十五丁】に久母我久里など見ゆ、さて此は山の隔たりて見えぬ

を云るなり、【山へ入隠るるにはあらず】

『詞八衢』では羅行四段「かくる」について「古事記上巻歌」の「青山に日が
迦久良婆」と「下巻」の「みやま賀久里」を証例として記載し、さらに「萬葉
十五」を出典とする用例を掲げた後に、「此詞も上にいへる如く中昔よりは此の
下二段の活にのみ用ひたり」と述べている。この「上にいへる如く」であるが、
同じ羅行四段に「おそる」が存し（「かくる」の前（下巻41丁オ）に位置する）、
その証例中に「續日本紀宣命に懼理（オソリ）とあり さて此詞中昔よりは此下
二段の活きのみいへるを古くはかく四段の活きにも用ひたり 此例隠（カクリ）
触（フリ）忘（ワスリ）などあり」と記載された内容を指している。また、『詞
八衢』にある「青山に日が迦久良婆」については『古事記伝』注釈の中で「迦
久禮婆と云べきを迦久良婆と云は、古言の一ッ格なり」とし、その直後に「下
巻近飛鳥朝大御歌に、美夜麻賀久理弓とあるも同じ」とする。『古事記伝』では
これとは別に「美夜麻賀久理弓」の注釈があり、「加久禮を加久理とは、古言の
活用なり」とある⁷。ここではさらに詳細に「此言、古はかくらむ、かくり、か
くると活き、後はかくれむ かくれ かくる かくるゝと活用けり、此たぐひ
なほ彼此あり」と説明している。つまり「かくる」は古い時代では語尾が「ラ
/リ/ル」と活用するラ行の「四段の活」であったが、「中昔」から後に「レ/レ
/ル/ルル」と活用する「下二段の活」になった語であると注釈しているの
である。以上の『古事記伝』注釈内の説明と、『詞八衢』における「おそる」（「か
くる」の前部に位置する）の証例内容から「かくる」の証例が成立したと思われ
る。

なお『詞八衢』証例にある「萬葉十五」の「やそしま我久里」は『古事記伝』
「美夜麻賀久理弓」の注釈内に確認でき、その直後にある「などなほあり」も同
様に『古事記伝』「美夜麻賀久理弓」の注釈内に明記された複数の用例を指すも
のと思われる。

⑫『詞八衢』（下巻45丁オ）「羅行四段 ふる」

萬葉二十にいそに布理（フリ）古事記下巻にこふこそはやすくはだ布禮

⁷ 「美夜麻賀久理弓」の注釈内に「上巻歌に比賀迦久良婆」とあり、「於青山日之隠者」と「美夜麻賀久理弓」の注釈は相関関係を認めることができる。

(フル・觸⁸) などありさてかくこその結びにふれといへるはこゝの活の格なり
これも中昔よりは下二段の活にのみ用ひたり下二段の活にてはこその
結びはふるれといふが定りなり此けぢめまがひやすしよく考へ辨ふべし
『古事記伝』三十九之卷(遠飛鳥宮卷)

○夜須久波陀布禮は休く肌觸なり、休(ヤスク)は、下聘下泣(シタドヒシタナキ)に苦みわびつるが休まれるを云なり【容易くと云にはあらず】布禮は意は、布流禮と云とくめて、言の活用は、振(フル)降(フル)などを布禮(フル)と云と同じ【布流禮を切(ツツ)めて、布禮と云にはあらず】觸(フル)も古は、然も活用きしなるべし【そも、觸は中昔よりこなたは布禮、布流、布流々、布流禮、と活くのみなれども古は振降などと同く、布良牟、布理、布流、布禮とも活きしなるべし、さる例他にも多し、隠(カクレ)なども古は、加久理と多く云て、良理流禮の活なれば、後世と異なり、觸もこれらに准へて知べし】神樂歌、階香取に、和伎毛古仁夜比止與者太不禮云々、萬葉二【三十一丁】に多田名附柔膚尚乎劔刀於身副不寢者【書紀に此句、津娜布例とある、津字は波を誤れるなり、紀中假字に訓を用ひたる例もなく、又傳ふれにしては、娜の濁音なるも叶はざるをや、】

『詞八衢』羅行四段「ふる」は、上記⑩で述べた「おそる」の証例内に存した「此例隠(カクレ)觸(フル)忘(ワスリ)などあり」の中の一語である。『詞八衢』では「ふる」について「古事記下卷」を典拠とする例文を挙げており、これは『古事記伝』注釈に確認することができる。さらに『詞八衢』において「さてかくこその結びにふれといへるはこゝの活の格なり これも中昔よりは下二段の活にのみ用ひたり 下二段の活にてはこその結びはふるれといふが定りなり 此けぢめまがひやすし よく考へ辨ふべし」とあり、係りである「こそ」の結びの形について具体的に説明を加えている。羅行四段の活「ふる」が「こそ」の結びとなる時の形は「ふれ」であり、「古事記」においても「布禮(フル)」と明記されている。しかし下二段の活になると「こそ」の結びは「ふるれ」となり、これは中昔以降の形式であるとする。『古事記伝』では「布流禮を切(ツツ)めて、布禮と云にはあらず」とし、また「觸は中昔よりこなたは布禮、布流、布流々、布流禮、と活くのみなれども古は振降などと同く、布良牟、布理、布流、布禮

8「觸」は左注

とも活きしなるべし」と説明している。また「隠(カクレ)なども古は、加久理と多く云て、良理流禮の活なれば、後世と異なり」ともあり、⑪の説明とも整合性がとれる。

⑪の「かくる」と同様に中昔以降「四段の活」から「下二段の活」に活用が変化したことを『古事記伝』の注釈内容を典拠として『詞八衢』では簡潔に説明している例である。

なお『詞八衢』にある「萬葉二十」を出典とする用例は『古事記伝』に確認することができず、他文献を参照したと思われる。

⑬『詞八衢』(下巻50丁ウ)「羅行下二段 たかるゝ」

古事記上巻に宇士多加禮とあり俗言にはたかりと四段の活詞にいへり
『古事記伝』六之卷(神代四之卷)

○多加禮、今ノ世の語に、すべて鳥蟲などの物に多く集まるを多加留と云、
【人多加理と人にも云り、又即宇士がたかるとも常に云り】但し其は良利留禮と活く辭なるを【たからむたかりたかるたかれ】此は禮とあれば、今ノ世の用_レ格(ヰマ)とは少し異りて【今の語の如くならば、此は多加理とあるべき格なり】禮留留々と活く格なり【たかれたかるたかるゝ】されどそは通ふ例も多し、【離れはなり、恐れおそり、乱れみだりのたぐひなり】

『詞八衢』の羅行下二段「たかるゝ」の証例として「古事記上巻に宇士多加禮」を掲げた例である。「多加禮」について『古事記伝』では「今ノ世」(『古事記伝』が書かれた時代)では「多加留」または「多加理」と言い、これは「ラ/リ/ル/レ」と活用する語、つまり四段活用の詞であるとの注釈がある。さらに「今ノ世の用_レ格(ヰマ)とは少し異りて」とし「今ノ世」の活用と異なり『古事記』の時代には「レ/ル/ルゝ」と活用する語(下二段の活)であるとしている。このように『古事記伝』の活用に関する注釈内容を解釈することによって『詞八衢』の証例及び注釈文を導き出すことが可能である。

なお『詞八衢』に「俗言にはたかりと四段の活詞にいへり」とある。この「俗言」について春庭は、「今ノ世」の活用を「俗」とし、『古事記』の時代は「俗」ではない、つまり「雅」とする姿勢が窺われる。春庭の「ことば」に対する一つの解釈が示されていると思われる。

4. まとめ

ここまで『詞八衢』に記載された『古事記』を出典とする証例について『古事記伝』注釈との関係をもとに比較・検討を行った。

『古事記伝』注釈における記載形式との関係については以下の通りである。

- (a) 『詞八衢』において「～よめり」「～あり」と終止する証例は『古事記』における漢字表記語の「訓」を確定する証例であったが、『古事記伝』において「～と訓べし」と表記された注釈と対応することが分かった。
- (b) 『詞八衢』において「又」を挟み、その前後に『古事記』を出典とする二つの用例を記載した証例が存したが、『古事記伝』の一つの注釈内にその二例を確認することができた。『詞八衢』の証例は『古事記伝』の注釈内容を忠実且つ簡略に引用した内容であることが分かった。
- (c) 『詞八衢』証例中に『古事記』以外を出典とする証例も存したが、すべてではないものの『古事記伝』注釈内に同じ用例を確認することができた。

次に『古事記伝』注釈における記載内容（語学的解説）との関係については以下の通りである。

- (d) 『古事記伝』では複数の注釈内において、『古事記』の時代に「四段の活」「下二段の活」であった動詞が、その後それぞれ「下二段の活」「四段の活」の動詞に変化したことを、活用語尾や係り結びにおける結びの形を例に挙げて具体的に説明している。『詞八衢』においても『古事記』出典の本文を証例として示すのみではなく、語学的解釈を加味して説明を施す場合があり、その内容は『古事記伝』注釈を解釈することによって導き出すことが可能であることが分かった。

以上より、『詞八衢』における『古事記』を出典とする証例は、『古事記伝』にその用例をすべて確認することができた。さらに本稿では、具体的に『詞八衢』と『古事記伝』の対応例を掲げ、その内容を検証した。

本稿で掲げた上記の具体例は、『古事記伝』が春庭の語学的研究に大きな影響を与えたことを裏付ける根拠となると思われる。先行研究で宣長が春庭に施した教育や書写活動、また春庭自身の主体的意志を伴っての『古事記伝』をはじめとする書写活動が春庭の語学研究に影響を与えたであろうとの指摘がなされ

ていたが、ここで改めて『詞八衢』は『古事記伝』注釈の内容が大きく反映された著書であることが明確となったのである。

5. 今後の課題

渡辺（1995）の中で『詞八衢』の証例の典拠を『古事記伝』に確認したところ、「20%ほどは得られるのである」としていた。しかし今回の調査では証例の典拠のみならず、春庭が『古事記伝』の注釈内容を解釈した上で説明を施した箇所もあることが確認できた。したがって今後は、『古事記伝』内で宣長が述べた語学的説明を総括し、その内容が『詞八衢』にどの程度反映されたかを確認することが必要であると考ええる。つまり『詞八衢』の各証例ごとに、対応する『古事記伝』注釈を個別に考察するのではなく、『古事記伝』注釈を総合的に捉えた上で、『詞八衢』と『古事記伝』との関係を考える必要があるということである。その結果として、『詞八衢』に現れる春庭自身の語学的解釈の全体像を明らかにすることも可能になるであろう。

併せて先行研究においても指摘されていたが、宣長の『万葉集玉の小琴』『古今集遠鏡』『源氏物語玉の小櫛』『大祓詞後釈』『続紀歴朝詔詞解』など多数の注釈書研究書と『詞八衢』との関係を精査することも今後必要であろう。

【引用文献】

- 上杉和央（2006）「安永・天明期における春庭の修学－宣長の教育との関わり－」（『鈴屋学会報』第22号、鈴屋学会）
- 松繁弘之（2004）「本居宣長の語学研究と本居春庭『詞の八衢』との関係」（『中部大学人文学部研究論集』第11号、中部大学人文学部）
- 渡辺英二（1995）『春庭に語学研究－近世日本文法研究史－』、和泉書院

【辞書・事典】

- 国語学会編（1980）『国語学大辞典』、東京堂出版
- 飛田良文・遠藤好英・加藤正信・佐藤武義・蜂谷清人・前田富祺編（2007）『日本語学研究事典』、明治書院

【使用テキスト】

- 『古事記伝』：大野晋編（1968）『本居宣長全集 第九卷』、筑摩書房
大野晋編（1968）『本居宣長全集 第十卷』、筑摩書房
大野晋編（1969）『本居宣長全集 第十一卷』、筑摩書房
大野晋編（1974）『本居宣長全集 第十二卷』、筑摩書房
『詞八衢』：尾崎知光解説（1990）本居春庭『詞八衢』、勉誠社